

補助金等検証シート

No. 1

所属	人事課	会計	2	款	1	項	2	目	11	事業	19	負担金補助及び交付金
第5次総合計画施策体系	章	1	節	4	部門	4	部門名	職員・行政組織				

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	生駒市職員自己啓発助成金											
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市職員自己啓発助成要綱											
(3) 補助金創設年度	平成19	年度	交付区分 個人									
(4) 補助金の導入経緯及び目的	<p>職員の自己啓発意欲を促すとともにその能力開発を行い、複雑多様化する行政需要に的確に対応できる職員の育成を図ることを目的とする。</p>											
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)	地方公務員法第39条											
(5) 平成25年度予算額	130	千円	<table border="1"> <tr> <td>財源</td> <td>国・県補助金</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他特定財源()</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般財源</td> <td>130</td> </tr> </table>	財源	国・県補助金	千円		その他特定財源()	千円		一般財源	130
財源	国・県補助金	千円										
	その他特定財源()	千円										
	一般財源	130										
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]											
	$13,000円 \times 20名 \times 1/2$ (補助率) = 130,000円 (13,000円のコースを20名が受講した場合における補助金額)											
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等	[市単による上乗せがある場合は、その内容] [国、県等の補助金が創設された経緯・目的]										

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)		(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			
(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)			
項	目	積算根拠又は内容	金額
	市が事務局業務を行っている	人 × 6,600 千円 =	0 千円
	場所や備品、消耗品等は無償貸与している		千円
	有料施設等の減免を行っている		千円
	有料施設等の使用料の補助を行っている		千円
	その他		千円
(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由			

(13) 補助金総合計 (5) + (11)	130 千円	(14) 補助金総合計に占める人件費の割合	0.0 %
------------------------	--------	-----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費		通信教育助成: 通信教育講座の受講に要する経費 資格取得助成: 職務に関連する資格を取得する際の受験等に要する経費
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	○	
補助率又は単価設定根拠		(1) 通信教育助成 通信教育講座の受講料の2分の1 (2) 資格取得助成 ア 10,000円以下の場合 経費の2分の1 イ 10,000円を超える場合 経費から10,000円を控除した額の3分の1に5,000円を加算した額
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		職員の育成にあたっては長期的な視点が必要となるため、期限を設定していない。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。	○	
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		助成金額は、20,000円を限度としているため。
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	A	つながっている
[上記のように評価した理由] 地方自治体を取り巻く環境が激しく変化し、厳しい財政状況の中で職員数の適正化は、喫緊の課題であり、少数精鋭による行政経営においては、職員の育成や能力開発は最重要課題である。 自己啓発も含めて多様な研修の機会を提供し、多様化する市民ニーズや環境の変化に柔軟にかつ迅速、的確に対応できる職員を育成することは、組織の効率・効果的運用が図られ、市民の福祉向上と利益の向上につながる。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A	適合している
[上記のように評価した理由] 厳しい財政状況の中で職員数の適正化は、喫緊の課題であり、少数精鋭による行政経営においては、職員の育成や能力開発は最重要課題であり、地方自治体を取り巻く社会情勢に的確に対応しようとするものである。 本制度による自己啓発も含めて多様な研修の機会を提供し、多様化する市民ニーズや環境の変化に柔軟にかつ迅速、的確に対応できる職員を育成することは、組織の効率・効果的運用が図られることになり、市民ニーズに応えるものである。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A	合致している
[上記のように評価した理由] 職員研修及び自己啓発助成については、生駒市人材育成基本方針に「自己啓発に意欲的で向上心の強い職員」を求められる職員像の一つに掲げている。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A	大いにある
[上記のように評価した理由] 職員研修及び自己啓発助成については、生駒市人材育成基本方針に「自己啓発に意欲的で向上心の強い職員」を求められる職員像の一つに掲げており、最重要施策として、取り組んでいる。 通信教育受講や資格取得には、一定の費用負担があり、経済的な支援をすることにより、職員が個々の能力向上に向けて、積極的な取組を促進、期待できる。 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。(地方公務員法第39条)		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
[上記のように評価した理由] 通信教育受講や資格取得については、職員個々の自己啓発であり、職員自身に関わることから、委託等、代替策は考えられない。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	A	達成されていない
[上記のように評価した理由] 人材育成の観点から常に取り組むべき事業であり、職員の能力向上には、際限がなく達成という考え方は適用できない。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	A	認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A	期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 本制度も含め職員研修については、数値的な効果測定はできないが、大幅な職員定数削減の中で業務を滞りなく実施しており、職員の能力向上は図られているものと考えられる。 なお、職員の接遇マナーについて、市民アンケートをした結果、概ね良好との評価を得ている。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	通信教育受講や資格取得には、一定の費用負担があり、経済的な支援をすることにより、職員の個々の能力向上に向けて、積極的な取組を促進、期待できるところであり、中止した場合、職員のインセンティブを削ぐことになる。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

有	見直し時期	平成25年6月	
	見直しの契機	その他	
	見直し内容	[総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。] 本制度については、利用者が減少傾向にあることから、職員アンケートを実施し受講希望内容や本制度への意見を把握したところである。 今年度から随時の受付けや通信教育の申込書の様式について、所属長承認欄を省略するなど、これまで以上に学びやすい環境づくりに努めている。	
	(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	生駒市人材育成基本方針に示す職員像を実現するため、人材育成担当課としては、職員の自己啓発意欲を促進するためにも本制度を継続したい。	
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容		

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	8千円	54千円	60千円	52千円	85千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	8千円	54千円	60千円	52千円	85千円
交付件数実績	1	7	8	6	10
当該年度交付対象数	901	905	909	926	966
補助金交付・管理事務の人員費	66千円				
職員従事者数(人・年)	0.01				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

	有の場合出資額	千円
--	---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	200千円	
大和郡山市	千円	予算措置無し
天理市	千円	予算措置無し
橿原市	千円	該当制度無し
香芝市	千円	該当制度無し

＜生駒市職員自己啓発助成要綱＞

(目的)

第1条 この要綱は、市が職員の自己啓発に対して予算の範囲内において一定の助成をすることにより、職員の自己啓発意欲を促すとともにその能力開発を行い、もって複雑多様化する行政需要に的確に対応できる職員の育成を図ることを目的とする。

2 助成金の交付に関しては、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、一般職に属する職員とする。ただし、臨時職員を除く。

(助成対象)

第3条 助成の対象は、次のとおりとする。

(1) 通信教育助成 業務に関連する知識又は技能の習得に関する通信教育講座の受講に要する経費を助成する。

(2) 資格取得助成 職務に関連する資格を取得する際の受験等に要する経費を助成する。

(通信教育助成)

第4条 市長は、通信教育講座の助成の対象となる講座を毎年度指定するものとする。ただし、市長が、職員の資質、能力向上等が図られ、市民福祉の向上に寄与できると認められた場合は、この限りでない。

2 市長は、通信教育講座の受講者が、次の各号に定める条件をすべて満たしているときに、助成金を交付するものとする。

(1) 受講講座の全科目のレポートを通信教育機関の指定する期間内に提出していること。ただし、当該期間から3箇月（2箇月のコースにあっては、2箇月）の延長を認めるものとする。

(2) 前号のレポートの平均点が60点以上であること。

(資格取得助成)

第5条 市長は、市長が適当と認める資格を取得した者に対し、次に掲げる経費の一部を助成金として交付するものとする。

(1) 資格の取得に必要な通信教育又は講習会の受講料等（ただし、通信教育助成の対象となる経費を除く。）

(2) 資格取得に必要な知識、技能、技術等を独自で学習するために要した経費

(3) その他資格の取得に要した経費で市長が特に必要と認めるもの

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、次のとおりとする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 通信教育助成 通信教育講座の受講料の2分の1

(2) 資格取得助成

ア 資格の取得に要した経費（以下「経費」という。）が10,000円以下の場合 経費の2分の1

イ 経費が10,000円を超える場合 経費から10,000円を控除した額の3分の1に5,000円を加算した額

2 助成金の額は、20,000円を限度とする。

(受講等の申込み及び助成の決定)

第7条 職員は、助成を受けようとするときは、通信教育受講申込書(様式第1号)又は資格取得申込書(様式第2号)に必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、助成を行うことができるかどうかを決定し、当該申込みを行った者に対し、書面により通知する。

(実績報告)

第8条 前条第2項の規定により助成の決定を受けた者は、通信教育講座を修了し、又は資格を取得したときは、自己啓発助成金実績報告書(様式第3号)に、通信教育助成にあつては修了証書の写しを、資格取得助成にあつては資格証の写し及び受験料等の領収書を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金の額を確定し、当該実績報告を行った者に対し、書面により通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(生駒市職員通信教育助成要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 生駒市職員通信教育助成要綱(昭和57年4月1日施行)

(2) 生駒市職員資格取得助成要綱(平成元年4月1日施行)

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正後の生駒市職員自己啓発助成要綱の規定は、平成21年度分以降の補助金の交付について適用し、平成20年度分までの補助金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

通信教育受講申込書

年 月 日

生 駒 市 長 殿

所 属

氏 名

㊞

次のとおり通信教育の受講を申込みます。

通信教育講座	(コース名) (実施機関)
受講期間	年 月 日から () 箇月間
受講料	円
現住所 (教材が確実に届く ように記入してく ださい。)	〒 TEL ()
※職務との関連性	
上記のとおり推薦します。 所属名 所属長名 ㊞	

備考 ※印の欄は、市長が指定する通信教育講座以外の講座を受講する場合に記入してください。

様式第2号（第7条関係）

資格取得申込書

年 月 日

生 駒 市 長 殿

所 属

氏 名

㊞

次のとおり資格を取得するため申込みます。

資 格 名			
資 格 取 得 方 法			
職 務 と の 関 連 性			
※通信教育コース名		※教育機関名	
資格取得のための 予定経費（明細）			
上記のとおり推薦します。			
所属名			
所属長名			
㊞			

備考 ※印の欄は、通信教育を利用して資格取得する場合に記入してください。

様式第3号（第8条関係）

自己啓発助成金実績報告書

年 月 日

生 駒 市 長 殿

所 属

氏 名 ⑩

下記のとおり 通信教育講座を修了・資格を取得 しましたので、関係書類を添えて、自己啓発助成金の交付を申請します。

通信教育講座コース名 又は取得資格名	
通信教育修了日 又は資格取得日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 修了証書の写し (2) 受講料・受験料の領収書 (3) その他 []
経 費 の 内 訳 (詳細に記入)	

備考

- 1 通信教育の修了証、資格を取得したことを証明する書類の写しを添付してください。
- 2 その他資格取得の際に要した経費の領収書又はそれを証する書類を添付してください。